

報道関係者 各位

令和7年2月7日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 八木 公代

(直通電話) 03-5403-2168

奈良生駒生コン不当労働行為再審査事件 (令和4年(不再)第30号・第31号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和7年2月6日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～会社が、組合員A1に対し、関生支部からの脱退を勧奨し、令和2年3月31日以降、会社で就労させていないことは不当労働行為であるとした事案～

組合員A1に対する脱退勧奨は労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当し、同組合員を、令和2年3月31日以降、会社で就労させていないことは、同条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

第30号再審査申立人・第31号再審査被申立人

全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部(「近畿地本」)(大阪市西区)

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(「関生支部」)(大阪市西区)

第31号再審査申立人・第30号再審査被申立人

奈良生駒生コン株式会社(「会社」)(奈良県生駒市)

II 事案の概要

- 本件は、会社が、①関生支部組合員のA1ら11名及び朝日センターに所属する組合員の組合員(朝日分会員)2名に対し、関生支部ないし近畿地本からの脱退を勧奨したこと、②近畿地本が労働者供給事業を行っている朝日センターに対し、令和2年3月26日分以降、日々雇用で就労する朝日分会員の供給を依頼しなかったこと(「本件供給依頼停止」)、③令和2年3月31日以降、A1を会社で就労させていないことが不当労働行為に該当するとして、近畿地本及び関生支部(併せて「組合ら」)が大阪府労働委員会(「大阪府労委」)に救済申立てをした事件である。
- 初審大阪府労委は、A1に対する脱退勧奨は労働組合法(「労組法」)第7条第3号の不当労働行為に該当すると判断し、会社に文書交付を命じ、組合らのその余の申立てを棄却したところ、会社ら及び組合らは、これを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

(1) 初審命令主文を次のとおり変更する。

ア 会社は、関生支部組合員A1について、就労の依頼を再開しなければならない。

イ 文書交付

ウ その余の関生支部の本件救済申立てを棄却する。

エ 近畿地本の本件救済申立てを棄却する。

(2) 会社の再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) A 1ら本件関生支部組合員 1 1 名及び本件朝日分会員 2 名に対し関生支部ないし近畿地本からの脱退を勧奨したことは、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たるか

A 1ら本件関生支部組合員 1 1 名及び本件朝日分会員 2 名のうち、脱退勧奨が行われたと認められるのはA 1のみであり、A 1に対しては、令和元年 9 月上旬から中旬頃、B 1 工場長が、生活があるだろうから組合を辞めてうちに来ないか、いったん組合を脱退して情勢が変わればまた組合に戻ったらいいのではないかと述べたことがあった。会社は、関生支部組合員について、関生支部を脱退した者は雇用を継続するが、関生支部を脱退しない者は雇用を打ち切ることにしていたことからすると、このような会社の方針に沿った上記発言は、会社の意を体してされたものといえる。したがって、A 1 に対する脱退勧奨は、関生支部に対する支配介入であって、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当する。

(2) 本件供給依頼停止は、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たるか

会社が、朝日センターからミキサー車運転手の供給を受けるようになってからの期間はわずかに約 2 年 6 か月に過ぎないことに鑑みると、本件供給依頼停止当時、朝日センターからの供給によって会社に日々雇用されたことのある朝日分会員の集団(「朝日分会員集団」)は、本件供給依頼停止以前と同様に、近い将来においても、そのうちのだれかと会社との間で日々雇用の労働契約が短い間隔を置きつつも成立することにより、継続して就労ができる現実的かつ具体的な可能性を有していたとはいえない。そうすると、本件供給依頼停止は、朝日分会員集団に属する朝日分会員にとって、そのうちのだれかと会社との間で日々雇用の労働契約が成立して日々雇用される現実的かつ具体的な可能性を失わせるものではないから、不利益取扱いに該当し得ず、また、組合らの運営に対して支配または介入するものとはいえないから、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たらない。

(3) 令和 2 年 3 月 3 1 日以降、組合員 A 1 を会社で就労させていないことは、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に当たるか

会社から直接就労を依頼されて日々雇用されている関生支部組合員の A 1 及び A 2 ら 9 名の就労期間及び就労実績をみる限り、会社が A 1 を A 2 ら 9 名と別異に取り扱うべき事情は窺われず、A 1 が、A 2 ら 9 名と同様に、令和 2 年 3 月 3 1 日以降も会社での就労を依頼されることにつき一定の期待を有していても不合理とまではいえない。そして、会社は、日々雇用の関生支部組合員について、関生支部を脱退した者は雇用を継続するが、関生支部を脱退しない者は雇用を打ち切ることにしていたことからすると、会社が、関生支部を脱退した A 2 ら 9 名は就労させながら、A 1 を就労させていないことは、A 1 が関生支部組合員であることを理由に差別的に取り扱ったものといえる。したがって、会社が、令和 2 年 3 月 3 1 日以降、A 1 を会社で就労させていないことは、A 1 が関生支部組合員であるが故の不利益取扱いであるとともに、関生支部の弱体化を図る支配介入であるから、労組法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に該当する。

【参考】

初審救済申立日 令和 2 年 7 月 21 日 (大阪府労委令和 2 年(不)第 29 号)

初審命令交付日 令和 4 年 7 月 19 日

再審査申立日 令和 4 年 7 月 28 日 (中労委令和 4 年(不再)第 30 号)

令和 4 年 8 月 2 日 (中労委令和 4 年(不再)第 31 号)